

令和3年度

海上・航空自衛隊航空学生採用要項



防衛省

1 受付期間

令和3年7月1日(木)から9月9日(木)まで(締切日必着)

2 採用予定数(参考 令和2年度)

区 分	男 子	女 子
海上自衛隊	約74名	若干名
航空自衛隊	約70名(男女の区分なく決定)	

※ 令和3年度の採用予定数につきましては、決定次第、自衛官募集ホームページ等でお知らせいたします。

3 応募資格

(1) この試験を受けられる者

令和4年4月1日現在、海上自衛隊は18歳以上23歳未満(平成11年4月2日から平成16年4月1日までに出生した者)の者、航空自衛隊は18歳以上21歳未満(平成13年4月2日から平成16年4月1日までに出生した者)の者で、次の各号のいずれかに該当する者

ア 高等学校又は中等教育学校卒業者(令和4年3月に高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者を含む。)

イ 前号に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者(令和4年3月31日までに、これに該当する見込みのある者を含む。)

ウ 高等専門学校第3学年次修了者(令和4年3月修了見込みの者を含む。)

(2) この試験を受けられない者

ア 日本国籍を有しない者

イ 自衛隊法第38条第1項の規定により自衛隊員となることができない者

○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

○ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試 験

(1) 第1次試験

ア 試験期日 令和3年9月20日(月)

イ 試験会場 各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部ごとに、1か所以上の試験会場を設置します(受付時又は自衛隊受験票交付時にお知らせします。)

ウ 試験種目

(ア) 筆記試験

出題形式は択一式及び記述式で、次の科目について行います。

科 目	範 囲
国 語	国語総合、国語表現
数 学	数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A
英 語	コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、英語表現Ⅰ・Ⅱ
地理歴史、公民又は理科のうち右に示す1科目	世界史A、日本史A、地理A、現代社会、倫理・政治経済、物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎のうちから1科目選択

(イ) 適性検査

航空機搭乗員に必要な基礎的資質を測定するため、筆記式で行います。

エ 第1次試験合格者発表

第1次試験合格者は、令和3年10月8日(金)に自衛隊地方協力本部ホームページに掲載するとともに、合格通知書の送付をもって本人に通知します。

なお、不合格者には通知しません。

オ 可否の理由等に関する照会には原則応じられません。

注：行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)に基づく保有個人情報の開示請求は除く。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者のみ行います。

ア 試験期日(令和3年10月16日(土)から10月21日(木)のうち指定する1日)及び試験場は、第1次試験合格通知でお知らせします。

イ 試験種目

(ア) 航空身体検査

主な検査項目の合格基準(注1)

検査項目	基準(男女共通)
身長	158cm以上190cm以下
胸囲・体重	身長と均衡を保っているもの(注2)
肺活量	男子3,000cc以上(女子2,400cc以上)
血圧	坐位で収縮期血圧140mmHg未満100mmHg以上、拡張期血圧90mmHg未満50mmHg以上
脈拍	安静時100以下(1分間)
視力 (注3) (注4)	両側とも遠距離裸眼視力が0.1以上で矯正視力が1.0以上(ただし、裸眼視力が0.2未満の者にあつては、矯正視力がマイナス6.0ジオプトリーからプラス3.0ジオプトリーを超えない屈折度のレンズによって1.0以上であるもの)、中距離裸眼視力又は矯正視力が0.2以上、近距離裸眼視力又は矯正視力が1.0以上で、近視矯正手術(オルソケラトロジーを含む。)を受けていないこと。
視器	眼位、眼球運動、視野、調整力、夜間視力、色覚等に異常のないもの
聴力	オーディオメーターによる検査で正常なもの
歯	歯牙の良好なもの(治療済可)
その他 (血液検査 尿検査 胸部X線検査等) (注5)	1 身体健全で慢性疾患、感染症に罹患していないもの。また、四肢関節等に異常のないもの 2 慢性疾患には次のものも含まれます。 (1) 気管支喘息(12歳までに治癒した小児喘息の既往歴は除く。) (2) 常時治療を要する又は感染症を伴う重症なアトピー性皮膚炎 (3) 反復する背腰痛症 (4) てんかん、意識障害の既往歴のあるもの(ただし、乳幼児期に限定した熱性けいれんやローランドてんかんの既往(服薬なしで発作が過去5年間なく、再発のおそれがないもので診断書等が必要)等を除く。) (5) 過度の肥満症 (6) 慢性副鼻腔炎 3 開腹手術の既往歴(ただし、腸管癒着症状を残さない虫垂切除術及び試験開腹を除く。)のないもの 4 刺青がないもの(注6)・自殺企図の既往歴のないもの・妊娠中でないもの・躁うつ病等の精神疾患のないもの又は既往歴のないもの 5 操縦士として航空業務に支障のないもの

注1：記載された検査項目以外にも、自衛隊の任務を遂行する上で支障を来す疾患(重篤な症状を来す可能性の高い食物アレルギーなど)について不合格となることがあります。「不合格疾患一覧表」は、自衛官募集ホームページ(重要なお知らせ)に掲載しておりますので、ご確認ください。

注2：「身長と均衡を保っているもの」の基準については、合格基準表(5ページ)のとおり。

注3：矯正視力で受検する方は遠距離視力、中距離視力及び近距離視力を同一の矯正眼鏡(遠近両用眼鏡及びコンタクトレンズ不可)で測定しますので、矯正眼鏡を必ず持参してください。中距離視力の測定は、近距離視力表を用い眼前80cmにおいて片眼ずつ検査します。

注4：近視矯正手術(オルソケラトロジーを含む。)を受けていないことを確認するための角膜形状に関する検査は第3次試験で実施します。

注5：「**既往歴**」「**手術歴**」や**身体上不安等のあるものは、問診票に確実に記載し、身体検査時に必ず申し出てください。**
故意に事実と異なる申告をした場合は、受験時に合格であっても判明した時点で不合格となることがあります。

注6：専ら美容を目的として眉又はまぶたにほどこされたものについては、この限りではありません。

※ 身体検査のため、Tシャツ及び短パンを持参してください。

※ 身体検査の合格基準については、変更になる場合があります。変更事項は自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

(イ) 口述試験 個人面接で行います。

(ウ) 適性検査 一般に行われている知能検査と性格検査を筆記式で行います。

ウ 第2次試験合格者発表

第2次試験合格者は、令和3年11月10日(水)(海上自衛隊)、令和3年11月5日(金)(航空自衛隊)に自衛隊地方協力本部ホームページ及び自衛官募集ホームページに掲載するとともに、合格通知書の送付をもって本人に通知します。なお、不合格者には通知しません。

エ 合否の理由等に関する照会には原則応じられません。

注：行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)に基づく保有個人情報の開示請求は除く。

(3) 第3次試験

第2次試験合格者のみ行います。

ア 試験期間

区分	試験期間	備考
海上自衛隊	11月19日(金)～12月15日(水)のうち指定する1日	
航空自衛隊 (注)	11月13日(土)～11月18日(木)	1 いずれかの期間を指定します。 2 天候等やむを得ない理由により、試験期間を延長又は左記以外に再設定する場合があります。ただし、受験者の身体的不調等の自己都合による検査期間の延長は認められません。
	11月20日(土)～11月25日(木)	
	11月27日(土)～12月2日(木)	
	12月4日(土)～12月9日(木)	
	12月11日(土)～12月16日(木)	

注：状況により実施しない場合があります。

イ 試験場

区分	試験場
海上自衛隊	自衛隊札幌病院(北海道札幌市)
	自衛隊大湊病院(青森県むつ市)
	自衛隊仙台病院(宮城県仙台市)
	自衛隊横須賀病院(神奈川県横須賀市)
	自衛隊舞鶴病院(京都府舞鶴市)
	自衛隊呉病院(広島県呉市)
	自衛隊佐世保病院(長崎県佐世保市)
	自衛隊那覇病院(沖縄県那覇市)(注)
航空自衛隊	静浜基地(静岡県焼津市)
	防府北基地(山口県防府市)

注：状況により実施しない場合があります。

ウ 試験種目

区分	種目
海上自衛隊	航空身体検査(一部)
航空自衛隊	1 操縦適性検査(注1)(注2)
	2 医学適性検査(注3)

実際に航空機(複座機)に搭乗して行う飛行適性の検査、コンピュータ検査及び面接検査を行います。

- 注1：第2次試験における航空身体検査を矯正視力で受検した方は、第3次試験においても必ず矯正眼鏡（遠近両用眼鏡及びコンタクトレンズ不可）を持参してください。また、矯正視力（眼鏡未保有）で受検した方についても遠距離視力1.0以上の基準を満たす眼鏡（遠近両用眼鏡及びコンタクトレンズ不可）の持参を推奨します。
- 注2：平成29年度以降、航空自衛隊航空学生及び一般幹部候補生（飛行要員）第3次試験において「航空機（複座機）に搭乗して行う飛行適性の検査」を受験された方は、面接検査及び医学適性検査のみとなります。
- 注3：医学適性検査では、脳波、腎機能、心電図、角膜形状（近視矯正手術歴）、色覚等を検査します。

5 受験手続

次のいずれかの方法で受験手続をしてください。

インターネットによる方法	郵送又は持参による方法												
自衛官募集ホームページ (https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/)からインターネット応募サイトへアクセスし、画面の指示に従って必要事項を正しく入力し、応募受付期間中に送信してください。 応募受付期間中に本申込が完了した旨の電子メールが届かない場合は、応募受付期間中に必ず応募した自衛隊地方協力本部まで問い合わせてください。	1 志願書類は、各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部において、取り扱っています。 志願書類の送付希望者は、宛先を明記した返信用封筒(A 4判)に切手(140円)を貼って同封し、最寄りの自衛隊地方協力本部に請求してください。 その際、「<u>航空学生志願書類</u>」の請求であることを明記してください。 <u>自衛官募集ホームページ</u>(https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/)から志願書類を請求又はダウンロードすることもできます。 2 志願者は、次の書類を最寄りの自衛隊地方協力本部に持参又は送付してください。 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th><th>必要数</th></tr><tr><td>志 願 票</td><td>所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注1)。 (脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入) 希望の試験場を第1次、第2次のそれぞれについて記入してください。</td><td>1 部</td></tr><tr><td>自衛隊受験票</td><td>志願票と同じ写真を貼ってください。</td><td>1 部</td></tr><tr><td>返 信 用 封 筒 (長形3号)</td><td>宛先を明記し、返信用切手(定形84円)を貼ってください(注2)。</td><td>1 部</td></tr></table> 注1：写真は「志願票」及び「自衛隊受験票」用で2枚必要となります。本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可能です。 注2：後日、返信用封筒をもって試験についてご連絡する予定です。試験日前になっても自衛隊受験票が届かない場合は、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部へお問い合わせください。 3 志願書類受理後は、いかなる理由があっても志願書類は返却しません。	項 目	内 容	必要数	志 願 票	所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注1)。 (脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入) 希望の試験場を第1次、第2次のそれぞれについて記入してください。	1 部	自衛隊受験票	志願票と同じ写真を貼ってください。	1 部	返 信 用 封 筒 (長形3号)	宛先を明記し、返信用切手(定形84円)を貼ってください(注2)。	1 部
項 目	内 容	必要数											
志 願 票	所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注1)。 (脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入) 希望の試験場を第1次、第2次のそれぞれについて記入してください。	1 部											
自衛隊受験票	志願票と同じ写真を貼ってください。	1 部											
返 信 用 封 筒 (長形3号)	宛先を明記し、返信用切手(定形84円)を貼ってください(注2)。	1 部											
注：インターネット応募に当たっての説明と各応募受付画面の留意事項を必ず確認してください。													
自衛隊受験票発行通知メールを受領後に、自衛隊受験票をダウンロードして印刷してください。													

6 合格者の発表

- (1) 最終合格者は、令和4年1月18日（火）に自衛隊地方協力本部ホームページ及び自衛官募集ホームページに掲載するとともに、合格通知書の送付をもって本人に通知します。
なお、不合格者には通知しません。
合格通知書は、送付事情などにより、延着、不着となる場合もありますので、できるだけ自衛隊地方協力本部ホームページ等で確認してください。合格通知書が発表の日から5日経過しても到着しない場合には、至急志願書類を提出した自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。
- (2) 合否に関する照会には原則応じられません。
注：行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）に基づく保有個人情報の開示請求は除く。

7 合格者の取扱い

最終合格者は、採用候補者となり、名簿に記載されます。意向調査において採用に応諾された者は、採用予定者となります。

8 入 隊

- (1) 採用予定者は、令和4年3月下旬から4月上旬に、それぞれ次の部隊に入隊します。
- 海上自衛隊航空学生……海上自衛隊小月教育航空隊（山口県下関市）
 - 航空自衛隊航空学生……航空自衛隊第12飛行教育団航空学生教育群（山口県防府市）
- (2) 入隊時に再度航空身体検査を行います。この際、不合格となりますので、健康管理には十分注意してください。入隊までの間に異常が生じた場合は、担当する自衛隊地方協力本部までご連絡ください。
なお、併せて薬物使用検査を実施します。
- (3) 令和4年3月高等学校又は中等教育学校を卒業若しくは高等専門学校第3年次を修了する見込みであった者が卒業（修了）できない場合又は入隊時期において、前記と同等以上の学力があると文部科学大臣により認められる見込みであった者が、認められなかった場合は、採用されません。
- (4) 採用されるまでの間に隊員となるにふさわしくない行為があった場合は、採用予定を取り消されることがあります。
- (5) 入隊後、次のいずれかに該当する場合は、航空学生を免ぜられます。
- ア 成績の不良又は心身の故障のため所定の教育訓練を修了する見込みがないと認められた場合
- イ 航空学生としてふさわしくない行為があった場合
- ウ 航空学生として、その職務に必要な適格性を欠く場合

9 初 任 給（令和3年1月1日現在）

月額：179,200円（高卒）／198,100円（大卒）（海自のみ）（地域手当等を除く。）に加えて、年2回（6月、12月）の期末・勤勉手当が支給されます。また、宿舍費は無料で、食事、制服・作業服・ワイシャツ・靴その他の被服類、寝具等も支給又は貸与されます。

※初任給は、学歴・職歴等により異なります。

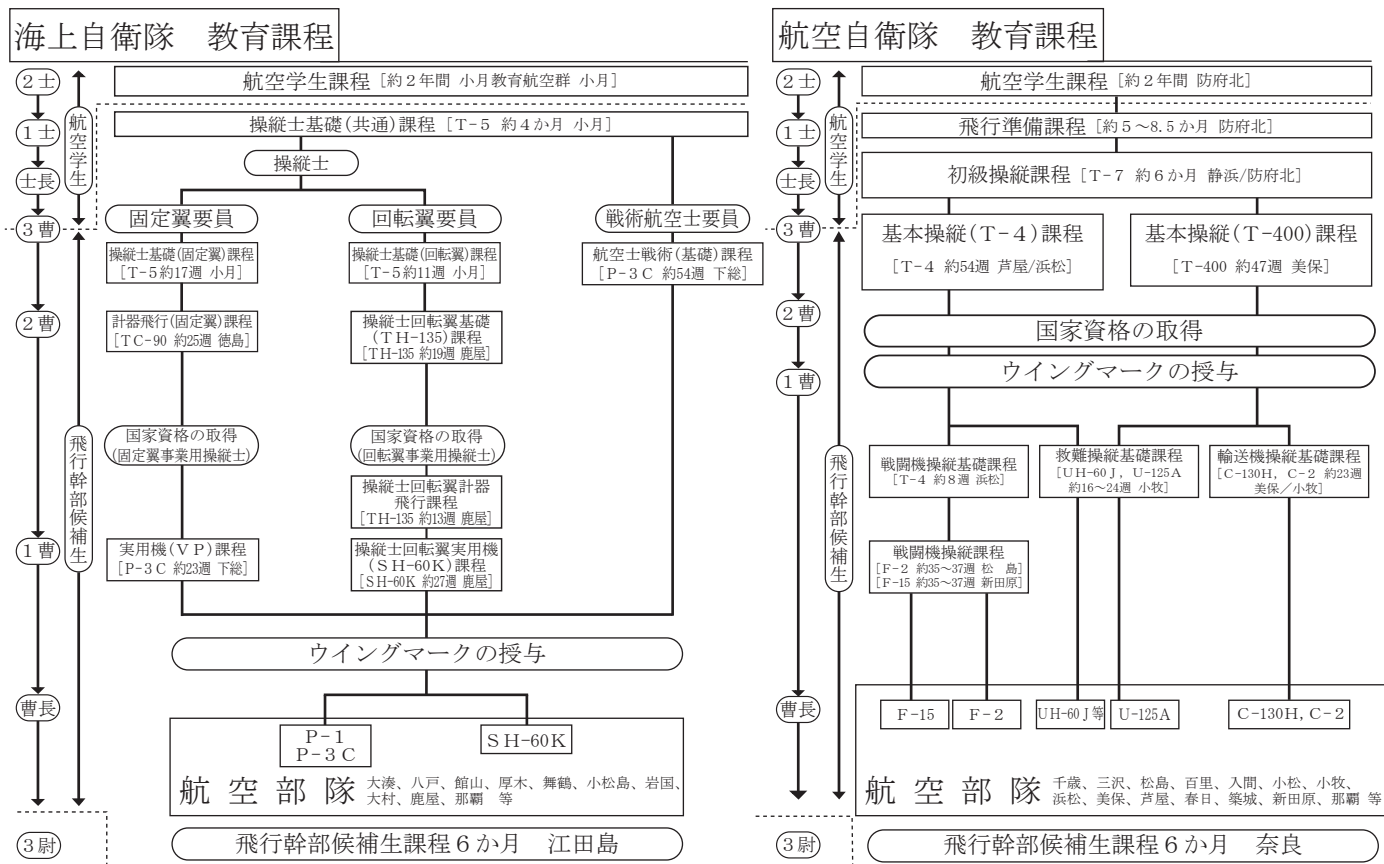
※大卒者の初任給は、令和元年11月に給与改定が行われ、複数年かけて段階的に引き上げられる予定です。（令和3年1月現在、2士大卒者の初任給は188,800円です。）

10 そ の 他

- (1) 第1次試験には、鉛筆又はシャープペンシル（HB以上の濃さ）を携行してください。
- (2) 住所等を変更した場合
- 第2次試験終了前に変更した場合
志願書類を提出した自衛隊地方協力本部
 - 第2次試験終了後に変更した場合
海上要員：防衛省海上幕僚監部人事教育部人事計画課募集推進室
〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町5-1 ☎03(3268)3111（代表） 内線50256
航空要員：防衛省航空幕僚監部人事教育部募集・援護課募集班
〒162-8804 東京都新宿区市谷本村町5-1 ☎03(3268)3111（代表） 内線60236
- (3) 受験のための交通費及び宿泊費は、自己負担になります。
- (4) その他、不明な点については、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

11 入隊後の教育課程

- 海上・航空自衛隊ともに、約2年間、航空学生として基礎教育を受けた後、それぞれの操縦課程に進みます。
1年目：防衛学、人文・社会科学、自然科学、英語など、将来の幹部自衛官に必要な知識を修得します。
2年目：航空力学、電子理論、航空英語、航空生理など、飛行教育に必要な知識を修得します。
- 入隊と同時に2等海士・2等空士に任命され、逐次昇任し、航空学生の教育を終了する約2年後に3等海曹・3等空曹に昇任します。



12 昇任期間(最短の場合)及び身分等

海上自衛隊 航空学生

入隊年数	6か月		1年	2年	2年7か月	4年	5年	6年
階級	2等海士	1等海士	海士長	3等海曹	2等海曹	1等海曹	海曹長	3等海尉
身分	航空学生			飛行幹部候補生				幹部
配置	各教育航空隊					部隊勤務(実習)	幹部候補生学校	部隊勤務

航空自衛隊 航空学生

入隊年数	6か月		1年	2年	2年7か月	4年	5年	6年
階級	2等空士	1等空士	空士長	3等空曹	2等空曹	1等空曹	空曹長	3等空尉
身分	航空学生			飛行幹部候補生				幹部
配置	航空学生教育群			各飛行教育部隊				幹部候補生学校 部隊勤務

合格基準表

身長 身長	項目 胸 囲	体 重		
		下 限	上 限	
			男 子	女 子
cm	cm以上	kg以上	kg未満	kg未満
158.0～	77.5	50	71.5	64.5
161.0～	78.5	50	74	67
164.0～	79	50	76.5	69.5
167.0～	80	51.5	79	72
170.0～	80.5	53	81.5	74.5
173.0～	81.5	54.5	84	77
176.0～	82	56	86.5	79.5
179.0～	83	58	89	82
182.0～	84	60	91.5	85
185.0～	84.5	62	94	88
188.0～190.0	85.5	64	96.5	91

志願票・自衛隊受験票記入例

航空学生 志願票

航

① 氏 名 ぼうえい いちろう (男) 防衛 一郎

② 生 年 月 日 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (採用年の4月1日現在) 満 〇〇 歳

③ 職 業 〇〇〇

④ 志 願 区 分 第1希望 海上 (航空) 第2希望 海上 なし 第1希望・第2希望それぞれ、いずれかを○で囲む

⑤ 希望試験場 (1次) (2次) 特 技 英検2級 資格免許

⑦ 現 住 所 マンション、アパート名まで記入 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇〇〇 〇〇〇マンション〇〇〇号室

⑧ 家族等連絡先 父 防衛 太郎 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇〇〇

⑨ 学 歴 〇〇高等学校 〇〇科 東京都〇〇区〇〇町 〇〇年 〇月～〇〇年 〇月 卒業 (卒業見込・中退) 〇〇年 〇月～ 〇〇年 〇月 卒業・卒業見込・中退 〇〇年 〇月～ 〇〇年 〇月 合格・合格見込

⑩ 職 歴 勤務先(経歴まで) 職務内容 所在地(市町村名まで記入) 在職期間 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月

⑪ 過去 ⑫ 自衛隊員(予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補及び退職者を含む。)記入欄

私は、航空学生採用試験を受験したいので、申し込みます。
私は、日本国籍を有しており、自衛隊法第38条第1項各号のいずれにも該当しておりません。
また、この志願票の記載事項は事実と相違ありません。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 氏名(自筆) 防衛 一郎

注：記入上の注意
1 黄又は黒インク(ボールペン等)で本人が楷書ではっきりと記入してください。
2 右上の二重線内の「受付・指紋採取欄」には記入しないでください。
3 記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけて記入してください。
4 記入事項に不正があると採用を取り消されることがあります。
5 志願票に記載した内容は、自衛官等の募集以外の目的では使用することはありません。

出願所等 広報官等氏階級

☆志願票の「記入上の注意」をよく読んで下記の要領で記入してください。

- ①「氏 名」：戸籍に記載されているとおり正確に記入
- ②「生年月日」：年齢は令和4年4月1日現在の年齢を記入
- ③「職 業」：「高校生」、「専門学校生」、「大学生」、「大学院生」、「会社員」、「無職」等と記入
- ④「志願区分」：第1希望は、海上・航空のうち最も希望するいずれかを○で囲む。21歳以上の者(平成12年4月1日以前に生まれた者)は、第1希望の「海上」を○で囲む。第2希望は、第1希望が海上のみ又は航空のみである者はなしを、第1希望が航空である者で、海上を第2希望とする者は「海上」を、それぞれ○で囲む。(※)
※航空の1次から3次の各試験の選考基準を満たしている者のうち、航空の合格枠外の者は、海上の選考基準でそれぞれ選考され、採用される場合があります。
- ⑤「希望試験場」：担当自衛隊地方協力本部に詳細を確認し記入
- ⑥「特技・資格免許」：国家資格免許等を記入
- ⑦「現住所」：志願者本人の現住所を都道府県から番地、マンション名・室番号まで詳細に記入。また、電話番号(携帯可)も志願者本人と直接連絡が取れるものを記入
なお、「メールアドレス(連絡希望者)」は合格を通知するためのものではありません。
- ⑧「家族等連絡先」：志願者本人と連絡が取れない場合に代理となる方の氏名、続柄、住所(都道府県から番地、マンション名・室番号)及び電話番号を記入。ただし、現住所と同じであれば住所欄に「同上」と記入
また、代理となる方がいない場合は空欄可
- ⑨「学 歴」：学歴を記入し、「卒業・卒業見込・中退」等のいずれかを○で囲む。
- ⑩「職 歴」：今までの就職先(在学中以外のアルバイトも含む。)を記入し、無職の場合も、勤務先欄に「無職」と記入し、在職期間の欄にその期間を記入
- ⑪「過去の自衛官等の受験」：受験経験者は「有」を○で囲み、最新の受験種目、年月を記入し、未経験者は「無」を○で囲む(自衛官等とは、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官補、防衛大学校学生、防衛医科大学校学生、自衛隊費貸学生及び高等工科大学校生徒をいう。)
なお、航空学生の受験経験者は「航空学生」「受験年月」を必ず記入
- ⑫「自衛隊員記入欄」：該当者は記入。予備自衛官補は現職欄のみ記入(階級は予備自衛官補と記入)し、予備自衛官は現職欄及び退職欄(予備自衛官補からの任用者は除く。)ともに記入(階級は予備〇士(例)と記入)

注：志願票については変更になる可能性があります。詳細については最寄りの自衛隊地方協力本部で確認してください。

注：年月日は和暦で記入してください。

注：写真(志願票及び自衛隊受験票用)：本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可

<自衛隊法第38条第1項>

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

●志願書類の請求・提出先(受付機関)

地方協力本部	郵便番号	所 在 地	電話番号	URL
札幌 函館 旭川 帯広	060-8542 042-0934 070-0902 080-0024	札幌市中央区北4条西15丁目1 函館市広野町6-25 旭川市春光町国有無番地 帯広市西14条南14丁目4	011(631)5472 0138(53)6241 0166(51)6055 0155(23)5882	https://www.mod.go.jp/pc/sapporo/ https://www.mod.go.jp/pc/hakodate/ https://www.mod.go.jp/pc/asahikawa/ https://www.mod.go.jp/pc/obihiro/
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	030-0861 020-0023 983-0842 010-0951 990-0041 960-8162	青森市長島1丁目3-5 青森第2合同庁舎2F 盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎2F 仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 仙台第3合同庁舎1F 秋田市山王4丁目3-34 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎1・2F 福島市南町86	017(776)1594 019(623)3236 022(295)2612 018(823)5404 023(622)0712 024(546)1920	https://www.mod.go.jp/pc/aomori/ https://www.mod.go.jp/pc/iwate/ https://www.mod.go.jp/pc/miyagi/ https://www.mod.go.jp/pc/akita/ https://www.mod.go.jp/pc/yamagata/ https://www.mod.go.jp/pc/fukushima/
茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 山梨 長野 静岡	310-0011 320-0043 371-0805 330-0061 263-0021 162-8850 231-0023 950-8627 400-0031 380-0846 420-0821	水戸市三の丸3丁目11-9 宇都宮市桜5丁目1-13 宇都宮地方合同庁舎2F 前橋市南町3丁目64-12 さいたま市浦和区常盤4丁目11-15 浦和地方合同庁舎3F 千葉市稲毛区轟町1丁目1-17 新宿区市谷本村町10番1号 横浜市中区山下町253-2 新潟市中央区美咲町1丁目1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7F 甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎2F 長野市旭町1108 長野第2合同庁舎1F 静岡市葵区柚木366	029(231)3315 028(634)3385 027(221)4471 048(831)6043 043(251)7151 03(3260)0543 045(662)9429 025(285)0515 055(253)1591 026(233)2108 054(261)3151	https://www.mod.go.jp/pc/ibaraki/ https://www.mod.go.jp/pc/tochigi/ https://www.mod.go.jp/pc/gunma/ https://www.mod.go.jp/pc/saitama/ https://www.mod.go.jp/pc/chiba/ https://www.mod.go.jp/pc/tokyo/ https://www.mod.go.jp/pc/kanagawa/ https://www.mod.go.jp/pc/niiyata/ https://www.mod.go.jp/pc/yamanashi/ https://www.mod.go.jp/pc/nagano/ https://www.mod.go.jp/pc/sizuoka/
富山 石川 福井 岐阜 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知	930-0856 921-8506 910-0019 502-0817 454-0003 514-0003 520-0044 604-8482 540-0008 651-0073 630-8301 640-8287 680-0845 690-0841 700-8517 730-0012 753-0092 770-0941 760-0019 790-0003 780-0061	富山市牛島新町6-24 金沢市新神田4丁目3-10 金沢新神田合同庁舎3F 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎10F 岐阜市長良福光2675-3 名古屋市中川区松重町3-41 津市桜橋1丁目91 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5F 京都市中京区西ノ京京殿町38 京都地方合同庁舎3F 大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館3F 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4F 奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎1F 和歌山市築港1丁目14-6 鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎6F 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4F 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎2F 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6F 山口市八幡馬場814 徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎5F 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2F 松山市三番町8丁目352-1 高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎8F	076(441)3271 076(291)6250 0776(23)1910 058(232)3127 052(331)6266 059(225)0531 077(524)6446 075(803)0820 06(6942)0715 078(261)8600 0742(23)7001 073(422)5116 0857(23)2251 0852(21)0015 086(226)0361 082(221)2957 083(922)2325 088(623)2220 087(823)9206 089(941)8381 088(822)6128	https://www.mod.go.jp/pc/toyama/ https://www.mod.go.jp/pc/ishikawa/ https://www.mod.go.jp/pc/fukui/ https://www.mod.go.jp/pc/gifu/ https://www.mod.go.jp/pc/aichi/ https://www.mod.go.jp/pc/mie/ https://www.mod.go.jp/pc/shiga/ https://www.mod.go.jp/pc/kyoto/ https://www.mod.go.jp/pc/osaka/ https://www.mod.go.jp/pc/hyogo/ https://www.mod.go.jp/pc/nara/ https://www.mod.go.jp/pc/wakayama/ https://www.mod.go.jp/pc/tottori/ https://www.mod.go.jp/pc/shimane/ https://www.mod.go.jp/pc/okayama/ https://www.mod.go.jp/pc/hiroshima/ https://www.mod.go.jp/pc/yamaguchi/ https://www.mod.go.jp/pc/tokushima/ https://www.mod.go.jp/pc/kagawa/ https://www.mod.go.jp/pc/ehime/ https://www.mod.go.jp/pc/kochi/
福岡 佐賀 長崎 大分 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄	812-0878 840-0047 850-0862 870-0016 860-0047 880-0901 890-8541 900-0016	福岡市博多区竹丘町1丁目12番 佐賀市与賀町2-18 長崎市出島町2-25 防衛省合同庁舎2F 大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎5F 熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎B棟3F 宮崎市東大湊2丁目1-39 鹿児島市東郡元町4番1号 鹿児島第2地方合同庁舎1F 那覇市前島3丁目24-3-1	092(584)1881 0952(24)2291 095(826)8844 097(536)6271 096(297)2051 0985(53)2643 099(253)8920 098(866)5457	https://www.mod.go.jp/pc/fukuoka/ https://www.mod.go.jp/pc/saga/ https://www.mod.go.jp/pc/nagasaki/ https://www.mod.go.jp/pc/oita/ https://www.mod.go.jp/pc/kumamoto/ https://www.mod.go.jp/pc/miyazaki/ https://www.mod.go.jp/pc/kagoshima/ https://www.mod.go.jp/pc/okinawa/

< 自衛官募集ホームページ >

< 自衛官募集ツイッター >



● お問合せは、下記自衛隊地方協力本部へ。